

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 4 月 27 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 12 件

厚生年金保険関係 12 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

国民年金関係 2 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500488号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600010号

第1 結論

請求者のA事業所における平成12年11月1日から平成13年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年11月から平成13年4月までの標準報酬月額については、19万円から20万円とする。

平成12年11月から平成13年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年11月から平成13年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者のA事業所における平成12年10月1日から平成17年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年10月から平成17年11月までの標準報酬月額については、平成12年10月は19万円から30万円とし、平成12年11月から平成13年4月までは20万円から30万円とし、平成13年5月から同年9月までは19万円から30万円とし、平成13年10月から平成14年9月までは20万円から34万円とし、平成14年10月から平成15年6月までは22万円から30万円とし、平成15年7月及び同年8月は26万円から30万円とし、平成15年9月から平成16年8月までは26万円から32万円とし、平成16年9月から平成17年8月までは28万円から32万円とし、平成17年9月から同年11月までは30万円から32万円とする。

平成12年10月から平成17年11月までの上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年10月1日から平成17年12月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に比べ低く記録されている。請求期間当時の給料明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち平成12年11月1日から平成13年5月1日までの期間について、請求者から提出された給料明細書及び事業主から提出された給料台帳により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額19万円を超える報酬月額の支払を受け、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額30万円より低い標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給料明細書及び給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から20万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち平成12年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成13年5月1日から平成17年12月1日までの期間については、請求者から提出された給料明細書及び事業主から提出された給料台帳により確認できる当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であるため訂正は認められない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成12年11月から平成13年4月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成12年11月1日から平成13年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者から提出された給料明細書及び事業主から提出された給料台帳により、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であることが確認できることから、請求期間のうち平成12年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成13年5月1日から平成17年12月1日までの期間については、平成12年10月及び平成13年5月から同年9月までは30万円、平成13年10月から平成14年9月までは34万円、平成14年10月から平成15年8月までは30万円、平成15年9月から平成17年11月までは32万円に訂正し、請求期間のうち平成12年11月1日から平成13年5月1日までの期間については、当該給料明細書及び給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額20万円を、更に30万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501648号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600011号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を87万円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

A社が加入するB厚生年金基金から請求期間に係る国の厚生年金保険の記録がないと連絡をもらった。当該期間に賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成15年7月賞与」と記載された一覧表及びC健康保険組合の賞与健康保険料内訳書、同僚から提出された平成15年7月分の賞与支払明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与が支給され、標準賞与額87万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501657号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600012号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を76万円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

A社が加入するB厚生年金基金から請求期間に係る国の厚生年金保険の記録がないと連絡をもらった。当該期間に賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成15年7月賞与」と記載された一覧表及びC健康保険組合の賞与健康保険料内訳書、同僚から提出された平成15年7月分の賞与支払明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与が支給され、標準賞与額76万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501040号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600013号

第1 結論

請求者のA社における平成22年1月20日の標準賞与額を45万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年1月20日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年1月20日

厚生年金基金の解散に伴う被保険者記録の確認作業により、A社において平成22年1月20日に支給された標準賞与額の記録が相違していることが判明した。会社は当該賞与記録の届出を行ったが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成22年分源泉徴収簿及び同社担当者の陳述により、請求期間に同社から請求者に対し45万4,000円の賞与が支給されていることが認められる。

また、A社は、請求者の平成22年1月20日に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している。

さらに、A社が加入するB厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届によると、請求者の氏名が記載されている欄に当初記載された被保険者整理番号及び生年月日は別人のものであったが、請求者の被保険者整理番号及び生年月日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、年金事務所が保有する上記賞与支払届においては、請求者の氏名が記載されている欄に記載されている被保険者番号と生年月日は、上記別人の被保険者整理番号と生年月日が記載されたままになっており、請求者のものに訂正されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、上記賞与支払届により当初別人に対し、平成22年1月20日、標準賞与額45万4,000円と記録されていたが、平成27年6月23日に取り消され、同日付で、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録が、保険給付の対象とならない記録として処理されて

いることが確認できるところ、年金事務所は、当該賞与支払届の処理において、請求者の氏名が記載されているにもかかわらず、被保険者整理番号と生年月日から上記別人の記録として処理を行ったことについては、確認が不十分であったことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、事業主は、平成 22 年 1 月 20 日の請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し提出したものと認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を 45 万 4,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500750号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600014号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月20日の標準賞与額を20万2,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年12月20日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る「2010年下期賞与明細書」及び厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、平成22年12月20日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額20万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答しているが、年金事務所から送られてきた健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書には請求者の分は含まれておらず、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年12月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500751号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600015号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月20日の標準賞与額を19万2,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年12月20日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る「2010年下期賞与明細書」及び厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、平成22年12月20日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額19万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答しているが、年金事務所から送られてきた健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書には請求者の分は含まれておらず、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年12月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500752号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600016号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月20日の標準賞与額を20万1,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月20日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る「2010年下期賞与明細書」及び厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、平成22年12月20日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額20万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答しているが、年金事務所から送られてきた健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書には請求者の分は含まれておらず、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年12月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500753号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600017号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月20日の標準賞与額を25万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月20日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る「2010年下期賞与明細書」及び厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、平成22年12月20日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額25万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答しているが、年金事務所から送られてきた健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書には請求者の分は含まれておらず、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年12月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500754号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600018号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月20日の標準賞与額を66万2,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月20日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る「2010年下期賞与明細書」及び厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、平成22年12月20日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額66万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答しているが、年金事務所から送られてきた健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書には請求者の分は含まれておらず、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年12月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500755号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600019号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月20日の標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

平成22年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年12月20日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る「2010年下期賞与明細書」及び厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、平成22年12月20日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額14万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答しているが、年金事務所から送られてきた健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書には請求者の分は含まれておらず、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年12月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500756号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600020号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月20日の標準賞与額を16万9,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月20日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る「2010年下期賞与明細書」及び厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、平成22年12月20日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額16万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答しているが、年金事務所から送られてきた健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書には請求者の分は含まれておらず、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年12月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500757号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600021号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月20日の標準賞与額を78万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月20日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る「2010年下期賞与明細書」及び厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、平成22年12月20日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額78万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答しているが、年金事務所から送られてきた健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書には請求者の分は含まれておらず、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年12月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501099号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600001号

第1 結論

昭和57年*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年*月から昭和58年3月まで

私は、請求期間当時は学生で、請求期間中の春休みか夏休みに実家に帰省した時に、亡くなった母から国民年金保険料の納付書とお金を渡され、A町役場(当時)で国民年金保険料を納付した。

また、私の年金を扱ったA町役場やB年金事務所が過去の記録を紛失したという新聞記事を見たことがあり、私の請求期間の年金記録もなくなったのではないかと思う。

請求期間が国民年金の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する年金手帳に記載されている* (以下「記号番号①」という。)の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者の国民年金の被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から請求期間より後の昭和61年4月頃に払い出されたと推認でき、当該年金手帳及び記号番号①に係る国民年金被保険者名簿における資格取得日は昭和61年3月27日であり、請求期間は国民年金の未加入期間とされている。

また、国民年金受付処理簿によれば、請求者に対して記号番号①とは別の* (以下「記号番号②」という。)の記号番号が払い出されており、その払出時期は記号番号②前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から請求期間当初の昭和57年*月頃と推認できるものの、請求者は、請求期間中は短期大学の学生であったとしていることから、請求者が請求期間において国民年金の被保険者の資格を取得する場合には、制度上、国民年金に任意で加入する旨の申出を行い、任意加入被保険者としての資格を取得しなければならないところ、請求者は、記号番号②に基づき20歳到達日である昭和57年*月*日付けで強制加入被保険者としての資格を取得している上、記号番号②及びその資格記録等は社会保険オンラインシステムに収録されておらず、紙台帳検索システムにおいて記号番号②に係る国民年金被保険者名簿を確認することができないこ

とを踏まえると、請求者は、記号番号②に基づき昭和 57 年*月*日付けで強制加入被保険者としての資格を取得したものの、その後、制度上、強制加入被保険者ではないことが判明したことから、その資格が取り消され、記号番号②は欠番とされたものと考えられる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501634号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600002号

第1 結論

平成4年9月及び同年10月並びに平成5年3月から平成7年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年9月及び同年10月
② 平成5年3月から平成7年8月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続や厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、私が平成13年4月に実家のあるA市からB市に住民票を移すまで国民年金保険料を納付してくれていた。また、母が作成した家計簿により、請求期間の一部の期間について私の国民年金保険料が納付されていたことも確認できる。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者の厚生年金保険の記号番号が平成9年1月1日に基礎年金番号として付番されており、当該基礎年金番号に基づき、請求期間を国民年金の被保険者期間とする処理が平成9年2月3日に行われているところ、当該処理日時点では、請求期間①及び請求期間②のうち平成5年3月から平成6年12月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、これまでに交付された年金手帳は、厚生年金保険に係る年金手帳のみである旨陳述している上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、請求者に係る国民年金手帳記号番号を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間の一部の期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、請求者の母親が作成したとする平成9年4月から平成13年3月までの家計簿のうち、請求者の国民年金保険料に係る支出額が記載されているとするページの写しを提出しているところ、当該資料における国民年金保険料の支出額及び支出年月日は、平成12年1月25日の支出額を除き、オンライン記録における請求期間より後の国民年金保険料納付済期間の国民年金保険料額及び収納年月日と符合している。また、平成12年1月25日の支出額として記載されている12万8,800

円は、オンライン記録において収納日が「12. 1. 0」である平成11年10月から平成12年3月までの納付済期間の保険料に係るものであると推認されるどころ、当該期間の保険料額は7万9,800円であり、4万9,000円の差額が生じるが、当該支出時点では請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできないことから、当該資料には請求期間の国民年金保険料の支出額は記載されていないものと考えられ、当該資料をもって請求期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に関与していないとしており、請求者によれば、これらを行った母親も具体的なことは覚えていないとしていることから、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に係る状況が不明である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。